

関係者の責務・役割(案)について

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例(案)

- 県産木材の供給・利用に関しては、現在、産業振興計画による取り組みが進められているところですが、このたび、本条例を制定することにより、その恒久化を図ることとしました。

具体的には、第4条、第11条の規定により、県産木材の供給・利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画の策定・実施を知事に義務付けました。このことにより、産業振興計画を後押しするとともに、産業振興計画の終了後においても、後退することなくPDCAサイクルを回し、施策を推進していくこととなります。

- 同時に、県民の皆様、関係事業者の皆様の役割を明らかにすることにより、高知県全体の取り組みとして、県産木材の供給・利用の促進が図られ、ひいては本県の経済の活性化・循環型社会の形成に寄与することを目指しました。

